

共通12に係る修正・対応方針

修正・対応方針	ヒアリング	No
<b>1. 共通12の構成、各資料の説明、資料間の紐付</b>		
<b>1.1 本文の構成、記載事項の整理</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通12では、具体的な設備等の設計として、「2-1：システム設計、構造設計等」と「2-2：解析、評価等」に係る説明を対象とすることを明確にし、体系立てた説明を行うための方針を本文として整理する。</li> <li>・1章は、共通12で示すもの大枠の説明、2章は、具体的な設備等の設計を全申請対象設備を説明すべき項目（各条文の要求事項等）を踏まえて類型して合理的な説明を行うための纏め方や説明順序の組立についての説明（この説明すべき項目のひとつとして既認可からの変更点を整理）、3章は類型化を踏まえたうえで具体的な設備等の設計のうち「2-1：システム設計、構造設計等」に係る説明方法を示す（説明方法において代表の選定についても示す）、4章は具体的な設備等の設計のうち「2-2：解析、評価等」に係る説明方法を示す。</li> <li>・具体的な設備等の設計に係る説明については、申請対象設備全体に対して網羅性をもって説明することが必要であり、網羅性を確保するため、類型化の手法を踏まえたものとする。</li> <li>・類型化として、申請対象設備と構造設計等の具体的な設備等の設計として説明すべき項目（各条文の要求事項）の関係や構造等の類似性をもとに設計説明分類を設定する。</li> <li>・説明すべき項目（各条文の要求事項等）を関係する設計説明分類を紐づけるとともに、説明すべき項目を踏まえて説明すべき設計項目（システム設計、構造設計、配置設計、評価）を明確にする。</li> <li>・説明すべき項目（各条文の要求事項等）をもとに設計項目（システム設計、構造設計、配置設計、評価）を整理する際、基本的に設計項目は、基本設計方針の要求種別を踏まえたものとし、評価については構造設計等を踏まえた評価と評価のみで展開するものを仕分ける。</li> <li>・「2-1：システム設計、構造設計等」に係る設計項目としては、系統的な設計（システムとして機能を達成するための設計）、機器等の構造に係る設計（構造設計：構造体としての形状、支持方法、材料等（波及的影響の考慮を含む））、配置による設計（配置設計：離隔距離の確保、地下階に配置、建屋内に収納等）、評価を対象とし、それぞれの設計項目で関連性がある場合には、それぞれの関係性（インプット、アウトプットの関係等）を示す。</li> <li>・同じ説明すべき項目（各条文の要求事項等）に対して複数の設計説明分類が関係する場合には、構造等の類似性を踏まえて代表する分類を設定して代表による説明すべき項目に対する適合性の説明を行う。この際、代表として整理できるとする考え方を明確にするとともに、代表の設計説明分類と代表以外の設計説明分類の差分、設計説明分類内での設備同士の詳細設計の差分についても明確にする。</li> <li>・重大事故等対処設備に対する説明すべき項目（各条文の要求事項等）に適合するための説明においては、資機材等による対応などの運用と合わせて適合性を達成するものがあるため、基本設計方針等の設計方針を踏まえた構造設計等の説明においては、抜け漏れなく、必要な要素を展開する。</li> <li>・記載の適正化として以下の点についても併せて見直す。</li> <li>➡本文において、資料3②、資料3③の位置づけを明確になるように考え方を記載する。また、資料3②の中で、構造設計等の適合性のため、設計変更した内容を記載し、具体の詳細は資料3③につながる記載を行う。</li> <li>➡同じ説明グループで合わせて説明が必要な関連条文とは何なのかを主条文と関連条文の設計のインプット、アウトプットの関係性を踏まえて記載を検討する。</li> <li>➡他の説明グループで説明する関連条文は、条文の要求事項に対する設計方針が他の設計説明分類と同じもの、又は部分的に差分はあるが基本的な方針は同じであるものについて、他の設計説明分類とまとめて説明する方針であることを記載する。</li> <li>➡貯蔵施設の主要な構造は、説明グループ3で説明するが、説明グループの表は、どの説明グループで設計説明分類を主として説明するのか明確に読めないため、それを読めるように表を修正する。説明グループの整理において、別の説明グループで説明する対象について、説明箇所とするグループで示すのか、元の説明グループで示すのか、整理する。</li> <li>➡説明グループの表は、設計説明分類ごとに、要求を受ける条文、要求項目がわかるように分割する。</li> <li>➡各説明グループとして、資料1～3を踏まえて、どのように設定したかを要約した記載とする。</li> </ul>	<p>8月9日 4-12</p> <p>8月9日 5-1</p> <p>8月9日 5-2</p> <p>8月9日 5-3</p> <p>8月9日 5-4</p> <p>8月9日 5-5</p> <p>8月9日 5-25</p> <p>8月9日 5-27</p> <p>8月17日 -</p> <p>8月9日 5-8</p> <p>8月9日 5-23</p> <p>8月9日 5-24</p> <p>8月17日 -</p> <p>8月9日 5-28</p> <p>8月9日 5-29</p> <p>8月9日 5-30</p> <p>8月17日 -</p> <p>8月9日 5-43</p> <p>8月9日 4-1</p> <p>8月9日 4-6</p> <p>8月9日 4-7</p> <p>8月9日 4-8</p> <p>8月9日 4-9</p> <p>8月9日 4-10</p> <p>8月9日 5-20</p> <p>8月9日 5-21</p> <p>8月9日 5-22</p> <p>8月17日 -</p>	

修正・対応方針	ヒアリング	No
<b>1.2 参考資料の構成、記載事項の整理</b>		
<p>・参考資料は、本文に示す具体的な設備等の設計の説明に係る目的を達成するために各資料の作成方針（各資料の構成、詳細な記載方針）を示すものとして構成を含めて再整理する。共通12で展開する各資料の目的や各資料での達成すべき事項については共通 1 2 本文に示す。</p> <p>・記載の適正化として以下の点についても併せて見直す。</p> <p>⇒構成を示すページがP49とP50と2つあり、重複した説明となっていることから、P50を削除する。</p> <p>⇒共通12の資料構成を示す図（P49）に、資料4と、資料1, 2, 3の繋がりについてリンクがわかるような説明を追加する。</p> <p>⇒設計上の配慮事項は、構造設計等を説明する上で、添付書類の詳細設計方針で記載するには、細かすぎる詳細情報を記載するという考え方を参考資料に記載する。なお、添付書類として不足している記載については、直接添付書類の詳細設計方針を修正することも参考資料に記載する。(a)</p> <p>⇒資料3② 詳細説明図として、どこまで明確に示すのか、考え方を整理する。(b)</p> <p>⇒参考資料の構成は、各資料の構成順になるように説明順序を整理する。</p>	8月9日	5-36
	8月9日	5-37
	8月9日	5-38
	8月9日	5-39
	8月9日	5-40
	8月9日	5-41
	8月9日	5-42
<b>1.3 資料1の構成、記載事項の整理</b>		
<p>・資料1では、全ての申請対象設備に対して抜け漏れなく、具体的な設備等の設計を展開できるよう、全ての設備に設計説明分類を紐づけるとともに、各設備に対する説明すべき項目（各条文の要求事項や既認可からの変更点等）を整理する。説明すべき項目（各条文の要求事項や既認可からの変更点等）においては、施設共通基本設計方針として申請対象設備リストで整理した共通的な設計方針についても漏れがないよう説明すべき項目として整理する。</p> <p>・記載の適正化として以下の点についても併せて見直す。</p> <p>⇒外部衝撃として建屋で防護する設計方針である事象を再度確認して、注3の記載を見直す。</p> <p>⇒「DB・SA兼用」であることはDB区分、SA区分の記載有無で示していることから「-」とする。なお、「兼用（主従）」欄の用途としては、DB同士・SA同士で機能・役割の異なるもの（例：番号440の遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備））について主従を記載する欄とし、DB・SA兼用設備の主従の詳細は仕様表にて記載することとする。</p> <p>⇒「※」で記載している内容のうち、共通的な内容については、備考で個別に記載するのではなく、注記としてまとめて記載する。</p> <p>⇒耐震の評価・解析等に係る既認可からの変更点は、既認可で申請した耐震計算書に対して、今回申請する耐震計算書を差分として審査するものなのか、それとも全体的に確認が必要なものなのかという観点で整理することと、耐震計算書の1つ1つの条件の変更点については、個別補足説明資料（耐震建物01）において詳細を説明する等の方針を整理する。</p>	8月9日	4-20
	8月9日	4-21
	8月9日	4-22
	8月9日	4-23
	8月9日	4-24
	8月9日	4-25
<b>1.3.1 資料1別添の構成、記載事項の整理</b>		
<p>・資料1別添は、資料1の申請対象設備と資料2の基本設計方針とを紐づけることを目的とし、基本設計方針ごとに設計説明分類に属する申請対象設備のどの設備が対象なのかのわかる情報を示す。この対象名を適合説明対象と新しい用語を使用していたがこれを辞めて、「設計説明分類のうち各基本設計方針の対象となる範囲」として整理内容がわかる文言に変更する。</p> <p>・上記の整理は資料1の申請対象設備と、資料2の基本設計方針との紐付けを目的としており、資料3については現状のとおり、設計説明分類で整理する。</p>	8月9日	4-27
	8月9日	4-28

修正・対応方針	ヒアリング	No
<p><b>1.4 資料2の構成、記載事項の整理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明すべき項目（各条文の要求事項等）を関係する設計説明分類を紐づけるとともに、説明すべき項目を踏まえて説明すべき設計項目（システム設計、構造設計、配置設計、評価）を明確にする。</li> <li>・同じ説明すべき項目に対して複数の設計説明分類が関係する場合には、構造等の類似性を踏まえて代表する分類を設定して代表による説明すべき項目に対する適合性の説明を行う。この際、代表として整理できるとする考え方を明確にするとともに、代表の設計説明分類と代表以外の設計説明分類の差分、設計説明分類内での設備同士の詳細設計の差分についても明確にする。</li> <li>・説明すべき項目、設計項目に対し、根拠等を補足する個別補足説明資料による説明が必要なものは、設計項目と関係性を明確にするとともに、当該設計を説明する際に併せて説明を行う。</li> <li>・記載の適正化として以下の点についても併せて見直す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶複数の設計説明分類に対して、代表して構造設計等を説明する場合は、「説明グループの考え方」欄で代表の設計説明分類と代表以外の設計説明分類との紐付を行う。具体的には、他の基本設計方針、設計説明分類に説明を飛ばす側は【Gr○ No● 代表で説明する設計説明分類名称】と代表して説明できる理由を記載することで、どこで代表して説明するのかを明確にする。また、代表で説明する設計説明分類側は、当該設計説明分類で設計方針を説明すること、また「&lt;No○&gt;代表以外の設計説明分類名称」を記載することで、代表以外の設計説明分類、基本設計方針の紐付を行う。</li> <li>▶同じ基本設計方針に対して、適合説明として設計分類（構造設計、システム設計、配置設計）が複数ある場合は、それぞれの設計分類において、適合説明としてどこまで説明するのか、対象範囲がわかるように書き分け、資料2で明確化を図る。</li> <li>▶代表とする設計説明分類の選定にあたっては、技術基準要求を満たすための主たる機能を有するものを代表とする。</li> <li>▶代表は、複数の設計説明分類間の代表を示すものとし、代表とする考え方がわかるよう、資料2の「説明グループの考え方」にて記載をする。対象となる設計説明分類が1つのみである場合は、対象となる設計説明分類が1つであることがわかるように代表という言葉を使用せず、記載する。</li> <li>▶また、紐付整理結果の表は、設計項目ごとに行を分けて記載し、代表が1つになるようにする。</li> <li>▶資料2の紐付整理結果において、任意の設計説明分類の資料3で展開する基本設計方針がどれなのか、いつの説明グループで説明をするのかという情報を整理することで、資料3と説明グループの関係がわかるようにする。</li> <li>▶資料2 紐付整理結果の表において、構造設計等と対となる評価を紐づけるための列を追加し、「△」「▲」等の対応関係を明確にする。</li> <li>▶各説明グループの説明に必要な個別補足説明資料とその内容は、資料2及び資料2の参考2-2でまとめる。</li> </ul> </li> </ul>	6月28日	1-15
	6月28日	1-16
	7月13日	2-1
	7月13日	2-3
	7月13日	2-4
	7月13日	2-5
	6月28日	1-2
	6月28日	1-3
	6月28日	1-9
	7月13日	2-6
	8月9日	5-31
<p><b>1.5 資料3の構成、記載事項の整理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明すべき項目（各条文の要求事項）を踏まえて設計説明分類単位で構造設計等を示す。構造設計等として、説明すべき項目（各条文の要求事項）として基本設計方針等の設計方針に適合していることを具体的に示すこととし、要求事項を達成するための構造等の説明だけでなく、評価を踏まえた構造設計等において考慮する事項も併せて示す。</li> <li>・資料2から抜け漏れなく資料3に引き継がれていることは、説明すべき項目（各条文の要求事項）としての基本設計方針等の設計方針との関係を示すことによるものとする。</li> <li>・当該資料は、説明すべき項目（各条文の要求事項）を踏まえた構造設計等において、複数の条文の要求事項は関係する場合は、インプット、アウトプットの関係性を明確にし、関連性を示す。</li> <li>・記載の適正化として以下の点についても併せて見直す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶資料3②の冒頭に、全体構成を示す目次を添付する。本目次においては、主条文の構造設計等を主軸に、関連する他条文の構造設計等を示す。また、他の設計説明分類における設計とも基本設計方針番号で紐づけることで示す。</li> <li>▶各目次項目には、各基本設計方針の要求事項に対する構造設計等の説明項目とするとともに、各項目に対する条文の説明内容の冒頭に、【条文番号】と（ ）書きで基本設計方針の要求事項の概要をキーワードとして示す。</li> <li>▶資料3②の目次構成として、設計説明分類の主条文及び関連条文の詳細設計方針を踏まえ、主条文を軸に項目をたて、さらに細かい内容は階層を下げて項目立てする。関連条文は主条文と直接関連する詳細設計方針について、主条文の対応する詳細設計方針の説明項目の中に含めた構成とする。</li> <li>▶「資料3②詳細説明図」において、配置設計の説明に用いた図（平面図）が詳細設計方針（グローブボックスの周辺にクレーン等を配置しない設計）がわかるものでなかったため、詳細設計方針にあった図を使用することとする。他の詳細説明図において、詳細設計方針と用いる図があっているか確認し、適切に修正する。</li> <li>▶「資料3②詳細説明図」において、使用する図中の寸法等が適合説明上、関係ない情報の場合、基本的に削除することとする。</li> <li>▶複数の設計説明分類の設計に跨る基本設計方針の要求事項については、それぞれの設計説明分類で説明する事項について明確にし、資料3では資料2での整理を踏まえ、具体的な設計を説明するとともに、関連する設計説明分類の設計を目次の表及び、資料3②の該当する説明頁の注記で記載することにより、資料間の繋がりを持たせた記載とする。</li> <li>▶「資料3③既認可からの変更点」において、設計上不利になるように読める変更点については、不利にならないことを説明する等の具体的な補足説明を追加する。</li> </ul> </li> </ul>	7月21日	3-4
	7月21日	3-5
	8月9日	4-15
	8月9日	4-16
	8月9日	4-17
	8月17日	-
	6月28日	1-5
	6月28日	1-17
	6月28日	1-18
	6月28日	1-19
	6月28日	1-20
	6月28日	1-4

修正・対応方針	ヒアリング	No
<b>2. 再処理施設の設計説明分類及び説明グループの設定、要求事項の整理</b>		
・共通的な考え方「申請対象設備と構造設計等の具体的な設備等の設計として説明すべき項目（各条文の要求事項）の関係や構造等の類似性をもとに設計説明分類を設定する」に基づき、再処理施設の設計説明分類を設定する。	7月20日	6-1
・再処理施設の説明すべき項目の主たるものは、外的・内的のハザードに対する防護設計であり、これを軸にして設計説明分類を設定する。	7月20日	6-2
・重大事故等対処設備に対しても外的・内的のハザードに対する防護設計が説明すべき項目になることから、類似の要求事項に対して適合性を説明する観点から設計説明分類を整理する。	7月20日	6-3
・設計説明分類の設定を細分化して説明グループで類似の説明内容を併せて説明するか、設計説明分類の設定で類似の説明内容の設備を大きく纏めたものにするか、説明グループの整理をあわせて全体の合理性を見据えたものとする。重複した説明を繰り返すことは可能な限り避けることが合理性の確保になるが、繰り返しの説明であっても同様の内容であることや差分がある場合の説明も含め、説明の流れを見える化する。（資料2、資料3での説明すべき項目（各条文の要求事項）と設計説明分類の紐づけ、代表設備による説明、複数の条文の要求事項間での関連性、資料3での同じ設計説明分類での代表となる設備による説明等）	7月20日	6-4
・重大事故等対処設備に対する説明すべき項目（各条文の要求事項）に適合するための説明においては、資機材等による対応などの運用と合わせて適合性を達成するものがあるため、基本設計方針等の設計方針を踏まえた構造設計等の説明においては、抜け漏れなく、必要な要素を展開する。	7月20日	6-5
・記載の適正化として以下の点についても併せて見直す。	7月20日	6-7
▶パネル難燃化の項目は内部火災の設計方針の1項目として説明するほうが合理的な説明となることから、本項目については、「内的事象_防護対象等」の設計説明分類の差分として説明を行う。	7月20日	6-9
▶居住性の観点では、説明内容に大きな差異は生じない「緊急時対策所」と「制御室」は、合わせて説明できる分類に見直す。	7月20日	6-10
▶監視カメラについては、要求事項（制御室等の条文要求）との関係を整理したうえで、設計説明分類を整理する。	8月8日	6-11
▶外的事象に対するフード、扉等への要求の観点では要求に対する設計の考え方が「対策設備」と「防護対象等」にて同一となるため、設計としての説明が重複しないよう整理する。	8月8日	6-13
▶外的事象_防護対象等の建物・構築物と機器配管について、建物構築物の小分類としての説明も可能であると考えられるため、分類の必要性を検討する。	8月9日	5-6
▶屋外のアクセスルートに関する説明も考慮して、設計説明分類を設定する。	8月9日	5-7
▶SAとしての説明項目をDBの説明項目を踏まえて、整理するほうが、合理的な説明となることから、「重大事故」の項目は設けずに、「外的事象」「内的事象」の中にも含める形で整理する。	8月9日	5-9
▶「耐震評価設備」に分類している基準地震動Ssの変更のみの設備について、外部事象の屋内設備等の説明に合わせて説明ができるものもあり、そこから外れるものがどういったものがあるのかを整理して、分類を検討する。	8月9日	5-10
▶資機材等の運用については、防護対象に対する要求事項を踏まえ、各条文の基本設計方針として資料2で整理し、資料1及び資料3へ紐付ける。また、資料3において、資機材等の運用は防護対象の構造設計として説明する。（資機材等の運用は防護対象の構造設計として説明することは本文中で明記するとともに、設計説明分類、説明グループの整理にあたっては、資機材等の運用も網羅的に抽出した上で、どの設計説明分類に紐づけ、どの説明グループで説明するかを整理する。）	8月9日	5-11
▶要求事項に変更がない条文であっても、変更がないことを説明する観点で、要求事項に変更がある条文と同じように資料2、3を作成する。	8月9日	5-14
また、その他の要求等を踏まえ、設計変更が生じた設備（冷却塔の移設等）について、要求事項に変更がない条文で資料2、3へ展開する際は、その設備の設計変更内容を踏まえて資料へ反映する。	8月9日	5-15
▶再処理/MOXで共用する設備は、申請方法も考慮した上で、両者の分割申請における申請タイミングを踏まえて、特に再処理施設の申請対象設備の構造設計等の説明にMOXでの要求を満足するものであることを前提にしている場合は、それを根拠として明確にした説明を行う。	8月9日	5-16
▶36条のSA設備の設計条件を包含して整理しているが、基本設計方針において、外部衝撃、内部事象等を分解して展開していることを踏まえて、DB、SAとの関連を整理する必要があり、外部衝撃等で共通した内容、36条で+aされた条件などを整理し、36条で展開する方針、他条文で展開する方針の線引きの考え方を共通12の本文参考資料等で整理する。	8月9日	5-17
▶また、SAの説明項目をどの設計説明分類、説明Grで説明を行うのが最も効率的な説明となるかもあわせて検討を進める。	8月17日	
▶地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計（1.2Ssの説明内容）については、機能と許容限界の関係性を踏まえて、添付書類として記載すべき事項、資料3の構造設計として記載すべき事項を整理する。	8月9日	5-13
	8月17日	-
	8月9日	5-18
	7月20日	6-8
	8月8日	6-12
	8月9日	5-19
	8月17日	

修正・対応方針		ヒアリング	No
<b>3. 「2-2：解析・評価等」に係る整理方針</b>			
<b>3.1 全体の整理方針</b>			
<p>・資料2における説明すべき項目（各条文の要求事項等）をもとに設計項目（システム設計、構造設計、配置設計、評価）の紐づけについては、基本設計方針の要求種別を踏まえたものとし、評価については構造設計等を踏まえた評価（機能要求と評価要求など複数の要求種別を設定した設計方針）と評価のみ（評価要求を要求種別として設定した設計方針）で展開するものを仕分ける。いずれの評価についても、「2-2：解析・評価等」（資料4）として、解析・評価の目的、条件（条件となる値等のインプット、条件設定に係る根拠等）、方法等について説明する。</p> <p>・構造設計等を踏まえた評価については、「2-2：解析・評価等」における解析・評価の条件（耐震の場合、解析モデルの設定条件など）設定に当たって、「2-1：システム設計、構造設計等」で特別に考慮する構造設計（以下、「評価にあたって特別に考慮する構造設計等」という。）を整理する。</p> <p>・構造設計等を踏まえて評価において、「2-1：システム設計、構造設計等」で特別に考慮する構造設計として示す事項については、基本設計方針等の設計方針の要求事項から抽出するものとし、その抽出にあたっては、評価として示す事項からのボトムアップの整理を行う。</p> <p>➡3.2以降は、上記整理方針を踏まえた設計説明分類「グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）」での構造設計等の説明における個別課題に対する作業方針等を示す。</p>	6月28日	1-21	
	7月13日	2-8	
	8月9日	5-34	
	7月21日	3-3	
	8月9日	4-18	
	8月9日	5-26	
	8月9日	5-35	
	8月9日	5-32	
8月17日	-		
<b>3.2 各資料での整理方針，紐付け</b>			
<b>3.2.1 作業方針</b>			
<p>・「2-2：解析・評価等」で説明すべき項目の整理に係る作業フローは以下のとおり。</p> <p>①資料2を用いて、基本設計方針から「2-2：解析・評価等」にて説明する評価項目を整理する。整理に当たっては、基本設計方針を踏まえ、構造設計等と関連する評価項目及び基本設計方針から直接展開される評価項目を抽出し、網羅的に「2-2：解析・評価等」として説明すべき事項を抽出する。構造設計等と関連する評価項目においては、「2-1：システム設計、構造設計等」との関係性を整理するため、評価条件の項目を整理し、評価に当たって構造設計等にて特別に考慮する構造設計等をボトムアップでの整理をする。</p> <p>②資料2にて基本設計方針，添付書類，構造設計等の関係性を整理する。①で整理する評価にあたって特別に考慮する構造設計等を踏まえ、構造設計等と評価が紐づくよう資料2を作成する。また、評価にあたって特別に考慮する構造設計の他に、一般に設定する評価条件の設定について、資料2から資料4に展開するため、資料2にて一般に設定する評価条件の設定に係る基本設計方針，添付書類の関係も合わせて整理する。</p> <p>③資料3にて、評価にあたって特別に考慮する構造設計について、当該設備の主条文を受けた構造設計など関連する構造設計と合わせて整理する。また、資料4への展開として、どの評価条件と関連するのかを明確になるよう、紐付けを行う。</p> <p>④資料4にて、資料2，3での整理を踏まえ、評価条件の設定の考え方，評価方法，評価結果について，説明する。また，基本設計方針と添付書類での記載内容について，整理する。</p>			
7月13日	2-11		
7月21日	3-8		
6月28日	1-27		
8月17日	-		
<b>3.2.2 説明すべき評価項目の抽出及び「2-1：システム設計、構造設計等」との関係性の整理</b>			
<b>3.2.2.1 説明すべき評価項目の抽出及び評価条件からのボトムアップでの「2-1：システム設計、構造設計等」の整理</b>			
<p>・各条文における評価に係る項目を資料2を用いて、基本設計方針から抽出し、構造設計等と関連する評価項目，基本設計方針から直接展開される評価項目を整理する。</p> <p>・構造設計等と関連する評価項目は、「2-1：システム設計、構造設計等」との関係性を整理するため、評価条件の項目を整理する。評価条件の項目と「2-1：システム設計、構造設計等」との関係性を整理するため、評価条件の設定するにあたって一般的に設定する評価条件のもの，特別に考慮する構造設計等がないかを具体構造，具体設計から整理する。</p> <p>・整理した特別に考慮する構造設計等を資料2，3に展開，紐付けし，資料4にて，評価条件の設定の考え方，評価方法，評価結果を説明する。</p>			
8月9日	4-18		
8月9日	5-26		
8月9日	5-35		
8月9日	5-32		
8月17日	-		

修正・対応方針	ヒアリング	No
<b>3.2.2.2 個別条文での対応方針</b>		
<b>(1) 耐震</b>		
<p>&lt;解析モデルの設定（解析モデルの選定）&gt;  ○グローブボックス内に設置する内装機器の考慮  ・グローブボックスは機器を内部に設置することから、内装機器の設置するにあたっての設計方針を明確にし、構造設計について説明する。設計方針としては、グローブボックスの缶体部からボルトにて、支持する又はグローブボックス内に設置する内装機器の支持架台からボルトを介して支持する設計とし、資料3にて具体構造を示し、資料4にて解析モデルの設定として、連成モデルの設定の考え方、質量として付加重量の設定の考え方に関して説明する。</p> <p>○防火シャッタの考慮  ・防火シャッタが閉じ込め境界となる防火シャッタ取付部のケーシング等に波及的影響を及ぼさないよう、ロック機構、振れ止め防止ローラ、浮き上がり防止フックによる落下及び転倒防止するための構造について、資料3にて説明し、資料4にてそれらの強度評価の方法、評価結果について説明する。</p>	6月28日	1-22
	6月28日	1-25
	7月13日	2-10
	6月28日	1-29
	6月28日	1-31
	8月17日	-
<p>&lt;解析モデルの設定条件（寸法）&gt;  ・閉じ込め要求を受けた寸法（グローブボックス内の保守点検の作業ができる幅、漏えい液受皿等の寸法など）を明確にし、設計方針を資料3にて説明し、資料4にて、「2-1」を受けて耐震評価を行うための寸法を設定する考え方を説明するような構成とする。</p>	6月28日	1-23
	8月17日	-
<p>&lt;解析モデルの設定条件（拘束条件）&gt;  ・評価にあたって特別に考慮する構造設計等として、グローブボックスの具体構造から、どういった支持構造物の構造、固定に係る考慮事項を整理し、機器の支持方針から、支持構造物の構造設計として、資料2、資料3に展開する。上記の構造設計を受け、拘束条件の設定の考え方について資料4にて説明する。  ・支持構造物の構造設計を説明するにあたって、基礎、埋込金物、耐震サポートに係る構造設計においても抜け漏れないよう、説明する。</p>	6月28日	1-24
	6月28日	1-30
	7月21日	3-9
	7月21日	3-10
	8月9日	5-33
	8月17日	-
<p>&lt;解析モデルの設定条件（温度、圧力、比重（密度））&gt;  ・温度、圧力、比重（密度）は「2-1」での設計を受け、一般的に設定する条件であることから、資料2にて、評価条件に係る基本設計方針、添付書類の関係性を整理し、資料4にて、評価条件の設定の考え方について、説明する。</p>	7月21日	3-7
	7月21日	3-11
<p>&lt;解析モデルの設定条件（断面特性、材料特性、質量）&gt;  ・機器は、原則剛構造とする又は剛構造にできない場合は、建屋・構築物の共振領域からできる限り離れた固有周期を持つように設計するため、機器の材料、向き、重心を考慮して設計することを評価にあたって特別に考慮する構造設計等として資料3にて説明する。</p> <p>&lt;固有周期の設定及び算出&gt;  ・機器は、原則剛構造とする又は剛構造にできない場合は、建屋・構築物の共振領域からできる限り離れた固有周期を持つように設計する方針について、資料3にて説明する。</p> <p>&lt;設計用地震力の設定、荷重の組合せの設定、許容限界の設定、計算式の設定&gt;  ・設計用地震力の設定、荷重の組合せの設定、許容限界の設定、計算式の設定については、「2-1」での設計を受け、一般的に設定する条件であることから、資料2にて、評価条件に係る基本設計方針、添付書類の関係性を整理し、資料4にて、評価条件の設定の考え方について、説明する。</p>	6月28日	1-25
<p><b>(2) 閉じ込め</b>  ・グローブボックスは、構造および換気設備での換気による動的閉じ込めに密閉性を維持する方針であることがわかるよう、構成を見直し、耐震設計との関係性を整理する。  またグローブボックスを構成する部材がなにを目的に取り付けられているのかを明確にし、漏えいし難い構造としてどのような構造としているのか説明する。</p>	7月21日	3-8
	8月17日	-
<p>・複数の設計説明分類の設計方針により説明する場合は、資料2にて各設計説明分類、設計分類の関係性を整理する。（3.2.2に整理方針を記載）  ・MOX粉末を取り扱うグローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計について、関係性を整理し、資料2にてどの設計説明分類の設計分類で展開するのかを明確になるように下記の通り記載を見直す。また、個別補足説明資料で説明する内容についても整理し、資料2にて明確にする。  ①グローブボックス内外にクレーン等の重量物を設置しないこと（グローブボックスの第14条内部発生飛散物に係る配置設計）、  ②容器を搬送する内装機器が容器の落下、転倒、逸走を防止すること（機械装置・搬送設備の第16条搬送設備に係る構造設計）、  ③グローブボックス缶体をステンレス鋼とすること（グローブボックスの第10条グローブボックスの構造に係る構造設計）  ・資料2での展開方針に従い、資料3にて各説明設計分類にて、設計方針を説明し、注記にて、関連する説明設計分類について、紐づくよう記載する。</p>	6月28日	1-20

修正・対応方針	ヒアリング	No
<b>3.2.3 資料2における考慮事項</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2から資料3、資料4と紐づけることを考慮し、資料2の整理において、評価に係る条件、解析モデルも含めて基本設計方針と添付書類との関係を整理する。</li> <li>複数の設計説明分類、設計分類、評価にて適合性を説明する必要がある場合は、それぞれの関係性を明確にするため、「設計分類の考え方」にてどこと紐づいているのか関係性を明確にする。</li> </ul>	7月13日	2-9
	8月17日	-
<b>3.2.4 資料3における考慮事項</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価にあたって特別に考慮する構造設計等については、関連する主条文となる条文要求を受けた構造設計を資料3①で紐付け、資料3②において、関連する主条文となる条文要求を受けた構造設計と合わせて構造を示すよう、考慮する。</li> <li>資料4への展開の紐付けとして、評価にあたって特別に考慮する構造設計等がどの評価の条件と関係するのか明確にし、注記にて資料4との紐付けする。</li> </ul>	6月28日	1-26
	6月28日	1-28
	7月13日	2-12
<b>4. 全般事項</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>振り返りで確認した内容は、その後の対応作業につなげるため、振り返りの各項目についての対応方針まで記載し、ヒアリングの中で確認、又は、対応方針を社内にて整理して後日コメントリストとして提出する方法で対応する。これにより、対応方針を具体化することで作業者の理解が進み、間違った作業内容にならないようにする。</li> <li>対応することの目的を明確にすること、その目的を達成するために実施すべきことが明確になるよう、対応方針を整理する。対応すべき目的を踏まえ、対応の単位を念頭に分類して整理する。</li> <li>本修正・対応方針において、目的として各項目を設定し、その項目ごとに関係する指摘事項を集約し、複数の指摘事項をもとに、具体的に目的に対してどのように修正・対応していくのかを記載する。</li> <li>修正・対応方針の記載に当たっては、指摘事項の内容、修正箇所の内容を確認して、適切な対応方針となるように記載する。</li> <li>共通12は、各資料の関連性が強い場合、コメントリストの変更内容を記載する場合は、ある資料の修正に伴って、他の資料にも修正が発生する場合に、その内容も含めて記載することとする。</li> <li>資料1については説明グループ1の共通12の提出時に一式提出する。その後の提出については、変更の内容に応じて、提出を別途調整する。</li> <li>次回ヒアリング資料は、資料1から3までを整理するための前段の本文、参考資料を対象とする方向で、検討する。</li> </ul>	8月9日	4-2
	8月9日	4-3
	8月9日	4-26
	8月9日	5-12
	8月9日	5-45
	8月17日	-
<b>5. 審査会に係る修正・対応方針</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>次回の審査会においては、前回会合以降検討を進めているが、現状のステータスを踏まえると構造設計等の具体的な説明ができる状況にないため、どのような検討を実施しているか、検討に時間を要している点を示す。検討に際し、どのような工夫を実施しているのかなどこれまでの検討過程がわかるよう説明する。また、今後の進め方を明確にする。</li> </ul>	8月9日	4-4
	8月9日	4-5
	8月9日	4-11
	8月9日	4-13
	8月9日	4-14
	8月9日	4-19
	8月9日	5-44
	8月9日	5-45
8月17日	-	